

厚生労働省群馬労働局発表  
平成29年1月12日

報道関係者 各位

【照会先】(えるぼし認定関係)  
群馬労働局 雇用環境・均等室  
室長 宮村 雅江  
上席雇用環境改善・均等推進指導官 萩原 秀樹  
(代表電話) 027-896-4739

【照会先】(ユースエール認定関係)  
群馬労働局 職業安定部職業安定課  
課長 根岸 誠  
地方職業指導官 中野 直美  
(代表電話) 027-210-5007

「**えるぼし認定企業**」及び「**ユースエール認定企業**」を認定！

～1月17日、合同で認定通知書交付式を開催します～

群馬労働局(局長 半田和彦)は、この度、女性活躍推進法に基づき、**県内初となる3段階目の認定企業**として、**朝倉染布株式会社**(代表取締役社長 朝倉 剛太郎)を認定しました。

また、若者雇用促進法に基づく「**ユースエール認定企業**」として、**ぐんぎんシステムサービス株式会社**(代表取締役社長 小林 啓介)を認定しました(群馬県内で4社目)。

上記認定企業2社に対する認定通知書交付式を、以下のとおり合同で開催します。

### ☆認定通知書交付式☆

- ・日時 平成29年1月17日(火) 14:00～
- ・場所 前橋地方合同庁舎1階 共用会議室(前橋市大手町2丁目3番1号)



えるぼし認定を受けるためには、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出等を行い、女性の採用倍率や管理職比率等の認定基準を満たす必要があります。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あり、**朝倉染布株式会社は3段階目の認定**です。

認定された企業は、認定マーク(愛称:えるぼし)を、従業員の募集や商品の広告、名刺、ホームページ等で表示し、女性活躍推進企業であることをPRできます。これにより、**優秀な人材の確保・採用や、企業イメージの向上に繋げることができます**。また、「**公共調達における加点評価**」と「**日本政策金融公庫による低利融資**」の対象となります。

**ユースエール認定企業**の認定を受けるためには、人材育成方針及び教育訓練計画の策定、直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の定着状況、正社員の所定外労働時間の実績、正社員の有給休暇の取得実績、男女労働者の育児休業等の取得実績など、**各種要件をクリアした優良な中小企業**である必要があります。



認定された企業は、ハローワークなどで重点的PRを実施するほか、認定マークを商品や広告などで使用することにより、**優良企業であることを対外的にアピール**ことができ、**企業のイメージアップや優秀な人材の確保**などが期待されます。また、「**公共調達における加点評価**」と「**日本政策金融公庫による低利融資**」の対象となります。さらに、若者の採用・育成を支援する関係助成金が一定額加算されます。